

社会福祉法人三愛会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三愛会（以下「当法人」という。）の理事並びに監事（以下「役員」という。）に支給する報酬について、定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員の報酬は、各年度の総額が、2,000,000円を超えない範囲で支給する。

2 勤務実態に即して、日額25,000円、半日勤務の場合は12,500円を支給するものとする。

3 理事長の月額報酬の上限は200,000円、業務執行理事の月額報酬の上限は100,000円とし、上限を超える金額は切捨てる。

4 役員が、理事会等に出席した場合の報酬は、日額5,000円（手取り）を支給する。ただし、理事長および業務執行理事は支給しない。

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(支給方法)

第4条 第2条第2項及び第3項の支払いについては、銀行振込みとし、報酬の支給日は、翌月26日とする。また、通貨をもって直接支給することができる。

2 支給日が休日の場合は、直前の指定金融機関の営業日とする。

3 第2条第4項の支払いについては、当日払いの現金払いとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

1. この規程は、令和4年12月19日から施行する。

社会福祉法人三愛会 評議員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三愛会の評議員に対して支給する報酬について、定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 評議員の報酬は、各年度の総額が200,000円を超えない範囲で支給する。

2 評議員が、評議員会等に出席した場合の報酬は、日額5,000円（手取り）を支給する。

(支給方法)

第3条 報酬の支払いについては、当日払いの現金払いとする。

附則

1. この規程は、令和4年12月19日から施行する。